

改正

令和7年3月14日条例第4号

太子町個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「町の機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。次条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料等)

第3条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において町の機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(太子町情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第4条 町の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、太子町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第16号）第2条に規定する太子町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 町の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止に伴う個人情報保護に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に太子町情報公開条例（令和4年条例第15号）附則第2項の規定による廃止前の太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例（平成12年条例第1号。以下「旧条例」という。）第16条第1項、第18条第1項、第21条又は第21条の2の規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧条例第25条に規定する手数料を含む。）、訂正等及び利用停止については、なお従前の例による。

2 次に掲げる者が、正当な理由がなく、この条例の施行前において旧条例第2条第10号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有する電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成された（その全部は一部を複製し、又は加工したものを含む。）旧条例第2条第3号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧条例第24条の規定により受託業務に従事している者又はこの条例の施行前において同条の規定より受託業務に従事していた者

3 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

4 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第3条 太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第7号中「個人情報」の次に「（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第6条において同じ。）」を加える。

第6条第1項を次のように改める。

指定管理者は、公の施設の管理に関し知り得た個人情報を取り扱う場合については、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、個人情報の適切な管理のため、第4条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

（太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 この条例の施行の際現に指定管理者である者若しくは指定管理者が管理する公の施設の業務に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者若しくは指定管理者が管理する公の施設の業務に従事していた者に係るこの条例による改正前の太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定による義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月14日条例第4号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされ

る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。